

愛知学院大学外国人留学生特待生奨学金規程

(特待生)

第1条

本大学に外国人留学生の特待生制度を設ける。

(資格)

第2条

特待生の資格は学業人物共に優れ、他の模範とするに足るものとする。

(期間)

第3条

特待生は学年度ごとに選考し、その期間は当該学年度とする。

(選考基準)

第4条

特待生の選考基準は次の通りとする。

- (1) 前年度の履修単位数が32以上であること。(歯学部を除く)
- (2) 前年度の学業成績が優秀であること。(GPA3.0基準とする)

(選考方法)

第5条

特待生の選考方法及び人数は次の通りとする。

- (1) 教務部長が第4条該当者につき候補者を選定し、代表教授会の議を経て理事会において決定する。
- (2) 特待生は全留学生の中から選定するものとし、その人数は各年次1名とする。ただし、愛知学院大学特待生に選考された者は除く。

(奨学金)

第6条

特待生には、授業料等の負担を軽減し、修学を支援するための奨学金として、300,000円を交付する。

(取り消し)

第7条

特待生がその名誉を汚す行為があった場合には、教授会の議を経てその資格を失うことがある。

附則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

[中略]

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。